

CIDESCO-NIPPON 会員サロン認証規定

CIDESCO-NIPPON

第1条 CIDESCO-NIPPON は CIDESCO ディプロマ保持者によって経営あるいは管理・運営されている、エステティック関連の事業所を認証することができる。

第2条 前条の認証は CIDESCO-NIPPON 会員サロンとし、事業の呼称は、サロン、スパ、その他の関連名称を包含する。

第3条 認証は、当該施設の業務内容が、CIDESCO という世界基準のディプロマ保持者によって管理されている事を、CIDESCO のロゴマークと共に顧客に周知する事を目的で行う。

第4条 認証は毎年申請を受け、審査の上、当該年ごとに証書とステッカーを配布する。

第5条 審査の条件は以下のとおりとする。

- ① 申請サロン（スパ等を含む）が CIDESCO ディプロマホルダーによって管理・運営されていること。
- ② 一人のディプロマホルダーは 1 か所のサロンのみ申請できる。
- ③ サロンの営業内容は、必ず一般のビューティセラピーのメニューを含むものとする。
- ④ 上記メニューのための化粧品と施術機器・消毒機器を備えていること。
- ⑤ サロンは、入口に外部に向けてサインを出し、専門の施術スペースを備えていること。
- ⑥ 顧客への料金表示、販売方法が適切であること。

第6条 認証は以下の手続きによって行う。

- ① 毎年 9～10 月に本認証の告知・募集を行う。
- ② 10～11 月に、理事メンバーによる認証審査を行い、理事会の意見を聞いて決定する。
- ③ 認証料の入金を確認した後、12 月中に翌年の証書とステッカーをサロンに送付する。

第7条 認証の後、当該サロンにおいて不祥事が発生した場合は、理事会に諮って対策を行う。

【付則】

1. この規定は 2017 年 9 月 1 日 一般社団法人 CIDESCO-NIPPON 理事会の理事会において議決・制定された。